

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 17日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	
氏名 株式会社 デンソー	
代表取締役社長 林 新之助	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-56-0073	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社デンソー 本社工場
事業場の所在地	愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額 8,547,797万円 /年
③従業員数	12,436人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物排出の概要 ・ I C ウエハの製造 ・ 製品開発及び耐久等試験、実験等からの廃棄物  特別産業廃棄物発生フローは別紙 資料-1 のとおり

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙 資料-2 のとおり		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
1 現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 資料-3 -① のとおり
	排出量	別紙 資料-3 -① のとおり
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の排出抑制 ・デンソー各部署単位で総排出物削減計画の策定と活動の推進。 前年度排出量原単位から本年の排出量の目安値を設定し管理。 ・リユース、リデュース、リサイクル技術の探究、研究と削減策の蓄積及び情報の共有を展開。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙 資料-3 -② のとおり
	排出量	別紙 資料-3 -② のとおり
	(今後実施する予定の取組) 社内で発生する排出物【主資材（製品の一部になる物）及び副資材（製品にはならないが生産工程で使用）】について、削減目標値を廃棄物原単位 令和元年比1.0%減とし、各部署で排出物削減計画を策定し活動を展開する。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特別管理産業廃棄物を産業廃棄物、その他に混入させないように分別を徹底して実施し排出量の抑制を図る ・引火性油、薬品など適正使用量と在庫管理の徹底により排出量の抑制を図る。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・薬品使用量の徹底した在庫、出庫管理による分別を強化し期限切れ廃薬品の減量等により排出量の抑制を図る	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性廃油、薬品廃薬液槽などに他の廃液を混入させないように管理を徹底、また保管場所は特別管理廃棄物の表示と保管庫の施錠をすることにより分別を徹底させる。</li> <li>・実験、試験にあたり必要な特別管理物質の使用量を計画させ、無駄な量を発生させないように徹底。</li> </ul>
--	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	<b>【前年度（ 5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t

	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙 資料 - 4 -① のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ゴミ分別一覧表について1回/年、見直しを行い常に最新版をDBに掲載し分別の徹底を図る。</li> <li>・各部においては1回/年以上の環境教育を実施するなどして分別意識の維持高揚を図る。</li> <li>・各部の廃棄物排出実績を月次集計しDBに掲載し見える化を図りそのデータを活用し排出物削減活動を展開。</li> </ul>			

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙 資料 - 4 -② のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の廃棄物排出量実績フォローによる排出量削減活動の推進。</li> <li>・効率の良い仕掛け計画、適正な薬品使用量、在庫管理などにより産業廃棄物の発生量の抑制を図る。</li> <li>・引火性油、薬品薬液槽などの更新インターバルの延長や試験、実験方法の見直しにより試料数削減、発生量の抑制を図る</li> </ul>
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和 5年度）実績】</b>	
	<p>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	68 t
	<p>(今後実施する予定の取組) 情報処理センター(JWNET)への登録済 (2014年に加入済)</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。))を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。



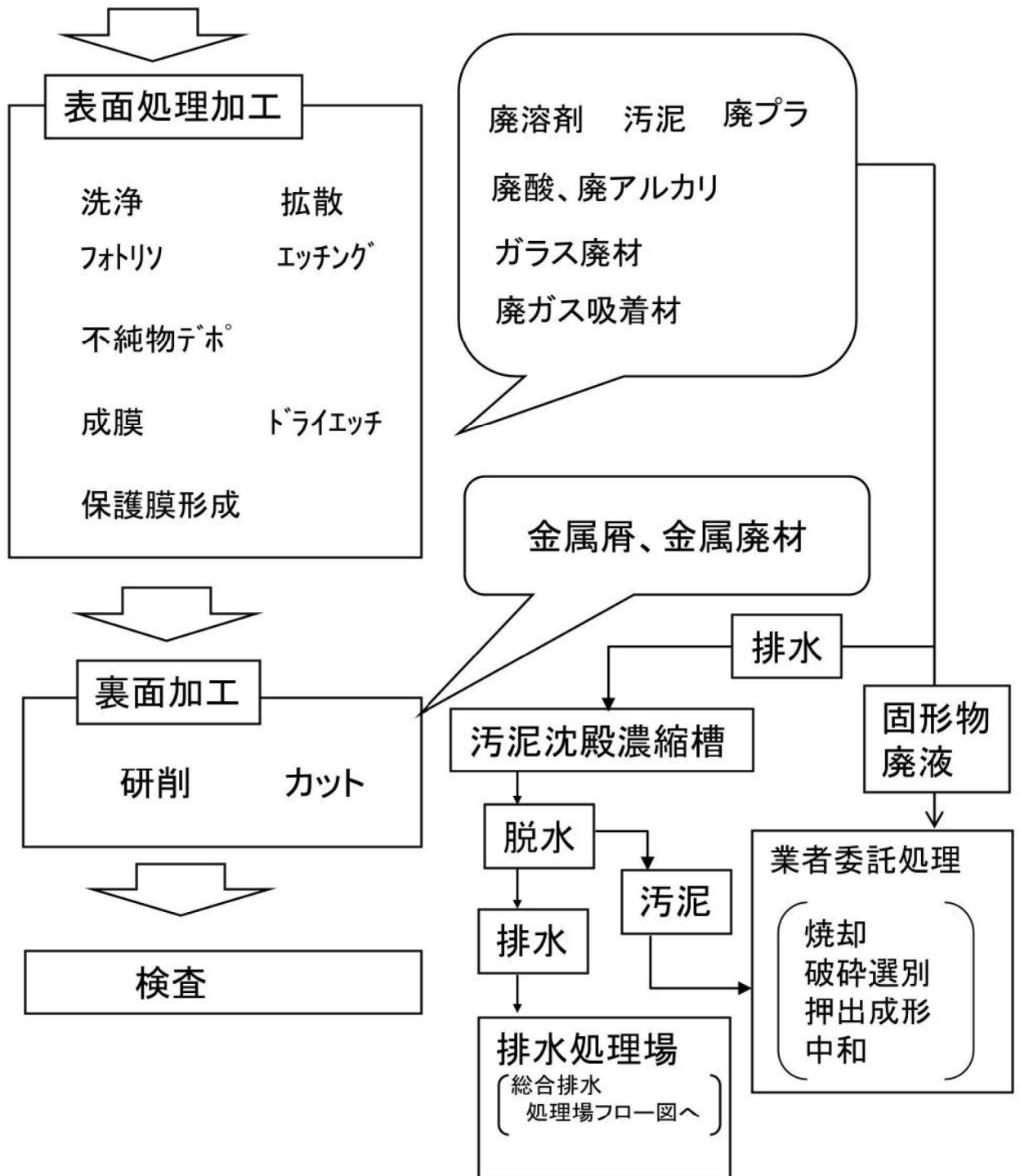
# 製造工程等フロー図

## 1. ウェハ工程フロー図

(半導体ウェハ;各種ECU, センサ等)

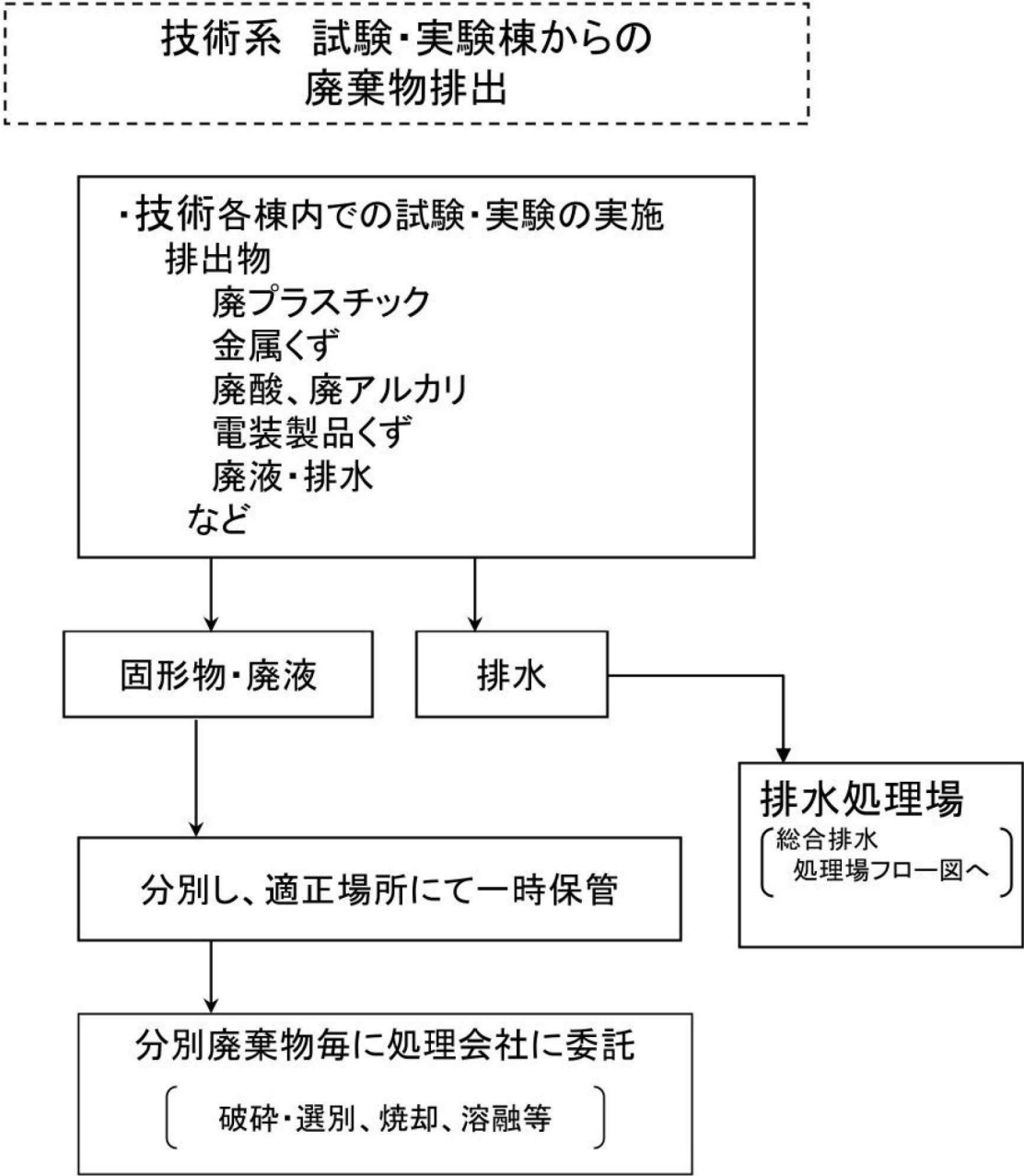
図1

原材料;シリコンウェハ、ガラスマスク

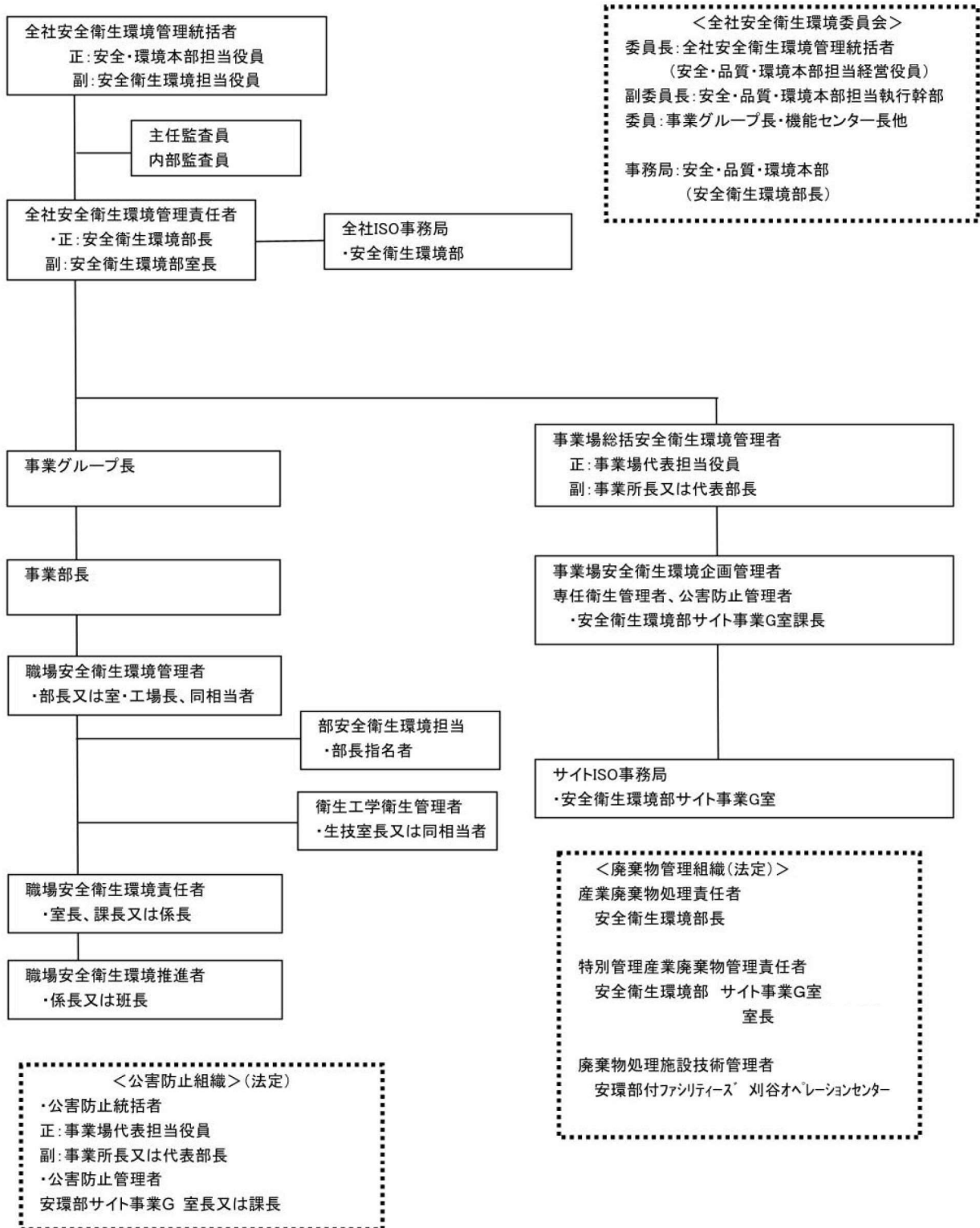


## 2. 技術系 廃棄物排出フロー図

図2



「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制」



別紙 資料-3-①

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和 5 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	PCB汚染物
排出量	68 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t

合計 73 t

別紙 資料-3-②

②計画 【目標】（令和 6 年度）

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	PCB汚染物
排出量	67 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t

合計 72 t

別紙 資料-4-①

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度（令和 5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	P C B汚染物	合計
全処理委託量	68 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	74 t
優良認定処理業者への処理委託量	68 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	74 t
再生利用業者への処理委託量	54 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	54 t
認定熱回収業者への処理委託量	68 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	73 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1 t

別紙 資料-4-②

②計画 【目標】（令和 6年度）

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	P C B汚染物	合計
全処理委託量	67 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	72 t
優良認定処理業者への処理委託量	67 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	72 t
再生利用業者への処理委託量	53 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	53 t
認定熱回収業者への処理委託量	67 t	1 t	0 t	4 t	0 t	0 t	72 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1 t